市町村担当者向け

消防団員退職報償金支給事務の手引き

（令和６年１０月）

福島県市町村総合事務組合

目　　次

第１　退職報償金とは
１　退職報償金の性格……1
２　退職報償金の支給額……1

第２　支給額の決定
１　支給基礎階級の決定……2
２　勤務年数の算定……2
(1)　勤務期間の合算……2
(2)　勤務年数の計算……2
(3)　勤務年数からの除算……2
(4)　勤務期間の通算……3

第３　受給遺族の範囲……3

第４　支給制限……3

第５　退職報償金の支払いまでの流れ
１　フローチャート……4
２　事務手続きの流れ……4

第６　退職報償金請求の手続き
１　新退職報償金システム……6
２　提出書類等……6
３　提出書類等の留意点……6
(1)　退職報償金支払請求書（別記様式第２号（システム用））……6
(2)　個人別調書（別記様式第１２号（システム用））……7
(3)　退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書……7
(4)　請求データ……8
４　差額請求……9
５　理由書の添付が必要な場合……9
６　死亡退職をした場合の添付書類……9
７　退職後に死亡した場合……10
８　退職報償金請求に係る留意点……10
(1)　時効……10

(2)　長期間居住地を離れる場合の取扱い…… 10
◆　様式記入例
別記様式第２号（システム用）　退職報償金支払請求書（組合宛て）…11
別記様式第２号（システム用）　退職報償金支払請求書（基金宛て）…12
別記様式第１２号（システム用）　個人別調書……13
退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書……14
生計維持証明書……15
総代者選任届……16

第７　退職報償金の返納
１　返納の流れ……17
２　提出書類……17

第８　退職報償金に係る市町村分担金
１　消防団員退職報償金支給責任共済契約……18
２　掛金……18
(1)　掛金の支払…… 18
(2)　退職共済契約に係る掛金の額…… 18
３　市町村分担金……18
(1)　市町村分担金の支払…… 18
(2)　市町村分担金の額…… 18
(3)　消防団員の条例定員の改正を行った場合の市町村分担金の算定…… 19

（ 参考 ）
機能別消防団員について
１　機能別消防団員に係る条例制定の趣旨……20
２　オプション条例（例）の内容……20
３　留意点……20

第１　退職報償金とは

１　退職報償金の性格

退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるために支給する功労金としての性格を持つ金銭給付です。

２　退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として５年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて、次のとおり支給します。

（単位：千円）

勤務年数 階　級	５年以上 １０年未満	１０年以上 １５年未満	１５年以上 ２０年未満	２０年以上 ２５年未満	２５年以上 ３０年未満	３０年以上
団長	２３９	３４４	４５９	５９４	７７９	９７９
副団長	２２９	３２９	４２９	５３４	７０９	９０９
分団長	２１９	３１８	４１３	５１３	６５９	８４９
副分団長	２１４	３０３	３８８	４７８	６２４	８０９
部長及び班長	２０４	２８３	３５８	４３８	５６４	７３４
団員	２００	２６４	３３４	４０９	５１９	６８９

（平成２６年４月１日以後に退職した消防団員に適用）

第２　支給額の決定

１　支給基礎階級の決定

支給基礎階級は、退職した日にその者が属していた階級としますが、次に該当する場合は、その階級とすることに留意してください。

(1)　退職時の階級及び退職時の階級より上位の階級に属していた期間が１年に満たないときは、その階級（「団員」を除く。）の直近下位の階級

(2)　退職時に属していた階級より上位の階級に属していた期間が１年以上あるときは、その上位の階級

２　勤務年数の算定

勤務年数の算定については、次の点に留意してください。

(1)　勤務期間の合算

勤務年数は、その者が消防団員（退職報償金の支給対象となっている機能別消防団員を含む。）として勤務した期間を合算（勤務期間が複数あった場合、それぞれ前後の期間を合算）して算定するが、次に該当する勤務期間は合算できないことに留意すること。

①　既に退職報償金が支給されていた場合は、その基礎となった期間

②　再入団後１年未満で退職した場合は、その期間

③　「退職報償金を支給しない団員」として任用されて勤務した場合は、その期間

（ 参考 ）

市町村消防団員退職報償金支給条例（昭和５４年条例第１４号）（以下「条例」という。）

＊ 附則第４条

非常勤消防団員のうち従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者として、市町村長が任用した者については、第２条の規定にかかわらず退職報償金を支給しないものとする。

＊ 附則第５条

前条の規定に該当する者として勤務した期間は、第４条に規定する勤務年数には算入しない。

(2)　勤務年数の計算

勤務年数は、消防団員になった日の属する月から退職した日の属する月までの月数により計算するが、退職した日の属する月と再入団した日の属する月が同じ月である場合は、その月は、後の再入団に係る勤務年数には算入しない。（階級異動の場合も同様）

(3)　勤務年数からの除算

居住地を離れて不在だった等の理由で、消防団員として一定期間活動できなかったことが明白である場合は、その期間は勤務年数に算入しない。

※　居住地を離れ、消防団員として活動できないまま退職した者の勤務年数の計算は、実際に

活動できた最終の日までとして行う。（除算期間初日の前日に退職したものとして算定する。）

(4)　勤務期間の通算

退職日の翌日に再入団した場合（勤務期間の前後に空白期間がない場合）は、勤務期間が通算される。（消防団員から、退職報償金の支給対象となっている機能別消防団員に任用されることとなった場合を含む。）

支給基礎階級の決定、勤務年数の算定の詳細については、消防基金の「実務の手引き（第Ⅴ章 退職報償金制度）」を参照ください。

第３　受給遺族の範囲

在職中の消防団員が死亡退職した場合、退職報償金の支給を受けることができる遺族の順位は、次のとおりです。

１　配偶者（婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

２　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、消防団員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

３　２に該当しない子及び父母

※　父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

※　同順位の者が２人以上ある場合は、その人数で等分して退職報償金を支給するが、総代者を選任することにより、総代者に一括支給することができる（P10 第６「６ 死亡退職をした場合の添付書類」中(4)を参照ください。）。

第４　支給制限

次のいずれかに該当する者に対しては、退職報償金を支給できません。

１　禁錮以上の刑に処せられた者

２　懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

３　停職処分を受けたことにより退職した者

４　勤務成績が特に不良であった者

５　１から４のほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

第５　退職報償金の支払いまでの流れ

１　フローチャート

退職報償金の請求から消防団員への支払いまでは、消防団員、市町村、当組合及び消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）との間で各種手続き等を行い、流れを図示すると次のとおりです。

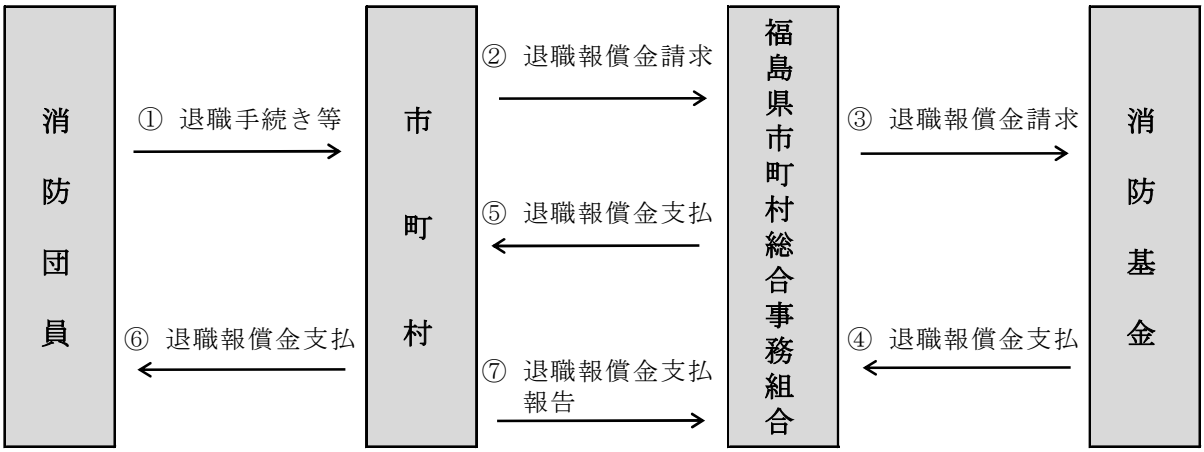

なお、**退職報償金の請求は随時受け付けておりますので、消防団員の退職後速やかに請求手続きを行ってください。**

また、退職報償金を消防基金の締日(※)直後に請求した場合、請求書類等に訂正が必要となった場合等により、請求から支払いまでに時間を要する場合がありますので、期間に余裕をもってご請求ください。

(※)　**消防基金は月に２回**（ゴールデンウィーク及び年末年始の月を除く。）**締日を設定しており、消防基金において当該締日までに請求内容を確認できた分**について、当該基金の直近の支払日に当組合へ送金されたのち、当組合より該当市町村へ送金します。（消防基金の締日等の年間スケジュールについては、消防基金のホームページ内「市町村等専用ページ」（消防基金の「実務の手引き（INDEX）」に記載されているログインID及びパスワードの入力が必要です。）で確認することができます。）

２　事務手続きの流れ

①　退職報償金の送金口座等の報告（ 市町村 → 組合 ）

※　毎年度、当組合より照会をしていますが、報告した送金口座の変更、会計管理者の異動が生じた場合は、速やかに当組合へ連絡してください。

②　「退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書」等の提出（ 消防団員 → 市町村 ）

③　退職報償金支払請求書等の提出（ 市町村 → 組合 → 消防基金 ）

④　退職報償金支払決定通知及び支払（ 消防基金 → 組合 → 市町村 ）

⑤　対象者への退職報償金支払（ 市町村 → 消防団員 ）

⑥　「消防団員の退職報償金支払報告書」の提出（ 市町村 → 組合 ）

※　支払完了後、遅滞なく当組合へ提出してください。

第６　退職報償金請求の手続き

１　新退職報償金システム

新退職報償金システム（以下「システム」という。）とは、退職報償金請求に係る消防団員のデータ等を管理し、当該請求手続きを行う際に、必要な書類等を作成するために用いる消防基金が提供しているシステムです。

なお、新年度に退職報償金請求処理を行う場合、新年度版の退職報償金コードの設定を行う必要がありますので、消防基金の「実務の手引き（第Ｖ章 退職報償金制度「第２部 新退職報償金システム」内「退職報償金コードの設定」）」を参照の上、コードの設定を行ってください。

新退職報償金システムのインストール方法、操作等の詳細については、消防基金の「実務の手引き（第Ｖ章 退職報償金制度「第２部 新退職報償金システム」）」を参照ください。

２　提出書類等

退職報償金を請求する際は、１のシステムで作成した次の書類等を当組合へ提出（(1)から(3)の書類は郵送、(4)のデータはＣＤの郵送又はメールで送付（P8 「３ 提出書類等の留意点」中(4)を参照ください。））してください。

(1)　退職報償金支払請求書（別記様式第２号（システム用））【記入例：P11～12】

(2)　個人別調書（別記様式第１２号（システム用））【記入例：P13】

(3)　退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書【記入例：P14】

(4)　請求データ

※　当組合のホームページ（「担当者のページ」→「消防団員退職報償金」→「書式留意点（請求書・個人別調書・退職所得申告書）」）に同様の記入例を掲載しています。

３　提出書類等の留意点

(1)　退職報償金支払請求書（別記様式第２号（システム用））

<u>当組合管理者宛て及び消防基金理事長宛てを各１部</u>作成すること。

①　当組合管理者宛ての請求書【記入例：P11】

ア　請求書上段部分

請求団体コード（市町村の地方公共団体コード）、請求年月日、文書番号、請求団体名（市町村名）及び請求者名（市町村長名）をシステムに入力し、当該請求書に反映又は記入すること。

イ　請求書中段部分（「市町村長又は消防機関の長の証明」欄）

調書証明団体コード（市町村の地方公共団体コード）、証明年月日、市町村又は消防機関の所在地、名称及び責任者氏名をシステムに入力し、当該請求書に反映又は記入すること。

②　消防基金理事長宛ての請求書【記入例：P12】

当組合から消防基金へ退職報償金を請求する際に送付する請求書ですが、①イと同様に、市町村長又は消防機関の長の証明が必要であるため、市町村で作成願います。

ア　請求書上段部分

請求団体コード（当組合の地方公共団体コード「０７８０２６」）をシステムに入力し、当該請求書に反映又は記入すること。

なお、**請求年月日及び文書番号は、当組合から消防基金へ請求する際に記入するので、空欄にしておくこと。**

イ　請求書中段部分（「市町村長又は消防機関の長の証明」欄）

①イと同様とすること。

> 消防基金の定める「支払請求書の様式等に関する規程」が改正され、令和３年４月から当該請求書の押印が不要となりました。
>
> また、消防基金から発出された、令和４年１０月２１日付け事務連絡「新退職報償金システムの改修等について（お知らせ）」のとおり、システムのバージョンアップを行うことにより、「印」欄が削除された様式が出力可能となりました。

(2)　個人別調書（別記様式第１２号（システム用））【記入例：P13】

対象者の所属、氏名（カナは半角とし、全角スペースは使用しないこと。）、生年月日、任免及び勤務年数等をシステムに入力し、当該調書に反映すること。

①　退職報償金の支給前歴がある場合は、その基礎となった期間（他市町村での期間も含む。）を必ずシステムに入力し、当該調書に反映すること。

※　他市町村での勤務期間がある場合は、退職報償金請求時にその旨を付箋等に記入し、添付すること。

②　死亡退職の場合は、条例第５条に規定する退職報償金の受給遺族（以下「受給遺族」という。P3 「第３　受給遺族の範囲」を参照ください。）の氏名、続柄及び条例第５条第１項の該当する号をシステムに入力し、当該調書に反映すること。

(3)　退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書【記入例：P14】

死亡退職以外の場合は、必ず提出すること。

①　当該申告書が未提出の場合は、裏面の「注意事項」に記載のとおり、当組合で所得税及び復興特別所得税を徴収することとなり、後日退職者本人が確定申告により還付手続きを行う必要があること（市町村民税及び県民税については、延滞金を徴収されることがあること。）。

②　当該申告書の宛先は「福島税務署長」、退職手当の支払者の「所在地」欄は当組合の住所（福島市中町８番２号）、「名称」欄は当組合名（福島県市町村総合事務組合）と記入すること（「法人番号」欄の記入は不要です。）。

③　**個人番号は記入せず、様式下余白に退職者本人が「個人番号については給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」と記入し、市町村担当者が当該退職者の個人番号を確認の上、「確認した」と記入すること**（個人番号の記入がある場合は、当該申告書を書留で郵送すること。）。

④　Ａ欄中③の「この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間」欄（退職報償金に係る勤続期間）の年数については、１年未満の端数は切上げ、「うち特定役員等勤続期間」欄については、勤続年数が５年で退職した場合のみ「有」にチェックをして、当該期間を記入すること。

⑤　次に該当する場合は、該当欄に記入すること。

ア　退職報償金の支払を受ける年に、他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合は、Ｂ欄に記入し、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しを添付すること。

イ　前年以前４年内に退職手当等の支払を受けたことがある場合は、Ｃ欄に記入すること。

ウ　Ｂ欄又はＣ欄に記入した場合は、必ずＥ欄も記入すること。

⑥　当該申告書は令和３年１２月に改正されており、システムのバージョンアップを行うことで（P7（1)の四角枠内を参照ください。）、改正後の当該申告書が出力可能となること。

※　システムのバージョンアップを行わない場合であっても、当該申告書は改正後の様式を使用すること（様式については、当組合のホームページ（「様式集」→「消防団員退職報償金」）に掲載しています。）。

(4)　請求データ

システムで作成した請求データ（「SEIKYU〇〇〇.txt」データ。以下「データ」という。）をＣＤで郵送又はメールで提出すること。

①　データ作成時の留意点

次に該当する場合は、当組合のシステムでデータを読み込むことができないので、当該データ作成時は留意すること。

ア　データ作成時の名前（SEIKYU〇〇〇.txt）を変更した場合

イ　２及び３中(2)の個人別調書に印字される氏名のカナ（半角）に全角スペースが使用されている場合

②　データ提出時の留意点

ア　ＣＤで提出する場合

ＣＤ又はＣＤのケースに、市町村名を記入すること（市町村名を記入した付箋等の添付も可。）。

イ　メールで提出する場合

(ｱ)　データはＺＩＰ形式等に圧縮すること（圧縮せずに送付すると、当該データが破損する場合があります。）。

(ｲ)　データをメールで提出する旨を付箋等に記入し、書類郵送時に添付すること。

③　その他留意点

システムの「調書証明団体名」は市町村名とすること。

※　<u>先にデータをメールで提出した場合であっても、２及び３中(1)から(3)の請求書類を当組合へ郵送いただかないと消防基金へ請求できません</u>ので御注意ください。

4　差額請求

当組合より支払われた退職報償金額について、支給基礎階級の決定、勤務年数の算定等の請求内容に誤りがあったために生じた不足額（差額）を請求する場合は、次の書類を提出し、差額請求を行ってください。

(1)　退職報償金支払請求書（別記様式第２号（システム用））
　　当組合管理者宛て及び消防基金理事長宛てを各１部

(2)　個人別調書（別記様式第１２号（システム用））
　　システムの「差額請求」処理によって出力されたもの

(3)　差額が生じたことについての理由書（任意様式）

5　理由書の添付が必要な場合

次に該当する場合は、市町村長名で作成した理由書（任意様式）の添付が必要となります。

(1)　過去に退職報償金支給対象年限に達して退職したにもかかわらず、退職報償金の請求を行っていなかった場合　「未請求についての理由書」

(2)　退職日から６か月以上経過して請求を行う場合　「請求までの期間が６か月以上となったことについての理由書（請求遅延理由書）」

　居住地を離れ、消防団員として活動できないまま退職したため、当該期間を勤務期間から除算した結果、退職報償金の期間の算定上、退職日が請求日より６か月以上前になった場合においても、当該理由書の提出が必要であること（P2 第２「２　勤務年数の算定」中(3)を参照ください。）。

※　<u>消防基金では、退職後１年以上経過して請求を行う場合に当該理由書を添付することとしているが、当組合は独自に６か月としていることに留意すること。</u>

(3)　差額請求をする場合　「差額請求の理由書」（上記 「４　差額請求」を参照ください。）

(4)　入団時の階級が班長以上である場合　「班長以上で入団したことについての理由書」（再入団のため班長以上の階級で入団した場合を除く。）

6　死亡退職をした場合の添付書類

在職中の消防団員が死亡退職した場合、受給遺族（P3 「第３　受給遺族の範囲」を参照ください。）に応じて次の書類の添付が必要となります。

(1)　配偶者（条例第５条第１項第１号）

　添付書類は不要であるが、婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合は、次の書類の添付が必要であること。

①　同居の記載がある住民票

②　関係者から聞き取りを行い、その内容をまとめた書類等

(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、消防団員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者（条例第５条第１項第２号）

①　戸籍謄本（※）

② 生計維持証明書【記入例：P15 又は当組合ホームページ（「様式集」→「消防団員退職報償金」）】

当該証明書の様式は当組合のホームページ（「様式集」→「消防団員退職報償金」）に掲載しています。

(3) (2)に該当しない子及び父母（条例第５条第１項第３号）

① 戸籍謄本（※）

（※） (2)及び(3)の戸籍謄本については、**死亡退職した消防団員と受給遺族の関係がわかるもの及び当該団員に結婚又は離婚歴がある場合は、その事実が記載されているもの**を添付してください。

(4) 同順位の者が２人以上ある場合

受給遺族に同順位の者が２人以上ある場合（同居している子が２名以上ある場合等）は、その人数で等分して退職報償金を支給するが、「総代者選任届」【記入例：P16又は当組合ホームページ（「様式集」→「消防団員退職報償金」）】を提出することにより、当該報償金を総代者に一括支給することができる（当該届の様式は当組合のホームページ（「様式集」→「消防団員退職報償金」）に掲載しています。）。

7 退職後に死亡した場合

消防団を退職後、消防団員が退職報償金を受給する前に亡くなった場合、**退職報償金は消防団員本人の相続財産として、民法の規定により相続人に支給することとなる**ため、当該団員に係る財産の相続人について遺族へ確認してください。（**６の死亡退職の場合と取扱いが異なる**ことに留意すること。）

なお、相続人が決まった場合は、当組合にその旨を連絡するとともに、それを証する書類を提出してください。

8 退職報償金請求に係る留意点

(1) 時効

退職報償金請求に関する時効については、直接規定はされていないが、退職報償金制度の運用上、退職した日から２年を経過すると請求できない取り扱いとすることが適当であるとされていること（退職日から６か月以上経過して請求を行う場合は、市町村長名で作成した理由書（任意様式）の添付が必要となる（P9 「５ 理由書の添付が必要な場合」中(2)を参照ください。））。

(2) 長期間居住地を離れる場合の取扱い

消防団員の意思により、引き続き６か月以上居住地を離れるような場合は、一旦退職の取扱いとすること。

当組合管理者宛

別記様式第2号（システム用）

退職報償金支払請求書

請求年月日を記入

地方公共団体コード（請求団体）：　○○○○○○　　請求年月日：○年○月○日

市町村のコードを記入

第　○○○　号

福島県市町村総合事務組合　様
管理者　○○　○○

市町村の文書番号を記入

○○市長　○○　○○

別添個人別調書のとおり退職報償金の支払を請求します。

市町村長又は消防機関の長の証明

地方公共団体コード（調書証明団体）：　○○○○○○　　証明年月日：○年○月○日

別添個人別調書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

証明年月日を記入

市町村又は消防機関の

所在地　○○市○○町字○○１番地

名称　○○市消防団

責任者氏名　団長　○○　○○

市町村長名の証明でもよい。

退職報償金の請求額合計：　1,000　千円　（　5　名分）

基金受付印欄　（当欄は記入しないで下さい。）

備考：

（当欄は記入しないで下さい。）

基金使用欄		コード	公印	その他
	受　付			
	起案者			
	確認者			

[注意事項]
・「退職報償金請求システム」により作成されたフロッピーディスク又はCD－ROMを添付すること。

消防基金理事長宛

別記様式第2号（システム用）

退職報償金支払請求書

地方公共団体コード（請求団体）：　078026　　請求年月日

当組合のコードを記入

第　　号

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長　様

当組合で記入するため空欄にしておくこと。

福島県市町村総合事務組合
管理者　○○　○○

別添個人別調書のとおり退職報償金の支払を請求します。

市町村長又は消防機関の長の証明

地方公共団体コード（調書証明団体）：　○○○○○○　　証明年月日：○年○月○日

別添個人別調書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

市町村又は消防機関の

所在地　○○市○○町字○○１番地

名称　○○市消防団

責任者氏名　団長　○○　○○

退職報償金の請求額合計：　1,000 千円　（　5　名分）

当組合管理者宛の請求書と同様に記入

基金受付印欄　（当欄は記入しないで下さい。）

備考：

（当欄は記入しないで下さい。）

基金使用欄		コード	公印	その他
	受　付			
	起案者			
	確認者			

[注意事項]
・「退職報償金請求システム」により作成されたフロッピーディスク又はCD－ROMを添付すること。

別記様式第12号（システム用）

個人別調書

（通し頁：　1　）

所　　属	福島県 ○○市 福島県 ○○市消防団　　第○分団
氏　　名	ﾌｸｼﾏ ﾀﾛｳ　　（ 福島　太郎　　）
生年月日	昭和○○年○月○日

任免及び勤務年数等の明細

全期間（A）	階級	基準以外の階級	勤務年数
昭和59年1月1日　～　平成12年3月31日	団員		0年　0月
平成12年4月1日　～　平成16年3月31日	班長		0年　0月
平成16年4月1日　～　平成16年8月31日	副分団長		0年　0月
平成16年9月1日　～　平成18年3月31日	分団長		0年　0月
再　平成19年4月1日　～　令和3年3月31日	団員		14年　0月
		勤務年数　計（A）	14年　0月

（A）から除算する期間（B）	除算理由	除算年数
	除算年数　計（B）	0年　0月
	差引　（A－B）	14年　0月

請求　（C）

［支給前歴］　直近退職年月日：　平成18年3月31日

請求基礎階級：　団員　　請求基礎勤務年数：14年　0月　　請求額：　264千円

支給前歴（他市町村での支給前歴（※）を含む）がある場合は必ず入力すること。

（※）他市町村での支給前歴がある場合は、退職報償金請求時にその旨を付箋等に記入し、添付してください。

備考：

（ 1枚中 1枚目）

000150

（当欄は使用しないで下さい。）
基金使用欄

退職日の属する年

個人番号は記入せず、様式下へ「…相違ない」「確認した」旨を記載すること。

年 月 日
福島 税務署長 殿 ／ 市町村長 殿

令和〇年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

退職手当の支払者の			あなたの		
所在地（住所）	〒960-8043 福島市中町8-2		現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地	
名称（氏名）	福島県市町村総合事務組合		氏名	福 島 太 郎	
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号		
			その年1月1日現在の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	

当組合の所在地及び名称を記入（法人番号は不要）

A このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	令和6 年 3 月 31 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 平成30 年 4 月 1 日 至 令和6 年 3 月 31 日	6 年
② 退職の区分等	＜一般・障害の区分＞ ☑一般 ・□障害	うち 特定役員等勤続期間	□有 ☑無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	＜生活扶助の有無＞ □有 ・☑無	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	□有 ☑無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
		うち 短期勤続期間との重複勤続期間	□有 ☑無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
		うち 短期勤続期間	□有 ☑無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

退職日

該当箇所を選択

退職報償金に係る勤続年数（1年未満の端数は切上げ）
※ 勤続年数5年で退職した場合のみ、特定役員等勤続期間が「有」になる。

B あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		⑤			自 年 月 日 至 年 月 日	年
							自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	うち 一般勤続期間との重複勤続期間		□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
				うち 短期勤続期間との重複勤続期間		□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 短期勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	うち 全重複勤続期間		□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
				うち 短期勤続期間		□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
				うち 一般勤続期間との重複勤続期間		□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

C あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
		㋑ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
		㋺ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

D A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	㋩ うち 特定役員等勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 短期勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	㊁ うち 短期勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年	⑪ ⑦と⑩の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	㋭ うち ㋑と㋩の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年
うち 短期勤続期間	□有 □無	自 年 月 日 至 年 月 日	年	㋬ うち ㋺と㊁の通算期間		自 年 月 日 至 年 月 日	年

E B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・ ・					・ ・	□一般 □障害	
	特定役員	・ ・					・ ・	□一般 □障害	
	短期	・ ・					・ ・	□一般 □障害	
C		・ ・					・ ・	□一般 □障害	

退職報償金以外に退職手当等を受けている場合は必ず該当欄に記入すること。

退職者本人が記載

03.12 改正 （用紙A4）

個人番号については給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない

確認した

市町村担当者が記載

生　計　維　持　証　明　書

住所　　○○市○○町○○番地

氏名（死亡者との続柄）

福島　花子	（　妻　）
福島　一郎	（　子　）
福島　二郎	（　子　）
	（　　）
	（　　）
	（　　）

消防団員等氏名

上記の者は、故　福島　太郎　氏の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを証明する。

令和○　年　○　月○○日

○○市長　○○　○○

市町村長名で証明すること。

受給遺族に同順位者が２人以上いる場合（子、父母等）に提出

総 代 者 選 任 届

総　代　者	住　　所	○○市○○町○○番地
	（団員との続柄） 氏　　名	（　　子　　） 福島　一郎

福島　太郎　死亡退職により退職報償金請求にあたり、上記の者を総代者に選任したのでお届けします。

消防団員氏名

令和○　年　○　月　○○　日

福島県市町村総合事務組合管理者　様

対象者全員の自筆署名
（総代者もこの欄に記入すること。）

住　　所　○○市○○町○○番地
団員との続柄　子
氏　　名　福島　一郎

住　　所　○○市○○町○○番地
団員との続柄　子
氏　　名　福島　二郎

住　　所
団員との続柄
氏　　名

第７　退職報償金の返納

請求した退職報償金が当組合から送金されたのち、消防団員から退職報償金の受取辞退の申し出があった等の理由で支払いが不可能となった場合は、速やかに当組合へ報告し、返納の手続きをしてください。

１　返納の流れ

①　当組合へ報告、下記２の書類の提出（ 市町村 → 組合 ）

②　返納の通知及び納付書の送付（ 組合 → 市町村 ）

③　退職報償金返納（ 市町村 → 組合 ）

④　③の送金確認後、消防基金へ退職報償金返納（ 組合 → 消防基金 ）

２　提出書類

(1)　支払うことができない前渡資金精算書

様式については、返納の報告を受けたのち、当組合よりメールで送付します。

(2)　理由書（任意様式）

第８　退職報償金に係る市町村分担金

１　消防団員退職報償金支給責任共済契約

消防団員退職報償金支給責任共済契約（以下「退職共済契約」という。）は、市町村が消防基金に掛金を支払うことを約束し、消防基金が当該市町村に対して消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約束する契約です。（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和３１年法律第１０７号）。以下「責任共済法」という。第２条第２項）

２　掛金

(1)　掛金の支払

消防基金と１の契約を締結している市町村は、毎年度政令（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３４６号）。以下「責任共済法施行令」という。）で定められた額の掛金を消防基金に支払うこととされています。（責任共済法第７条第１項、責任共済法施行令第４条第３項）

(2)　退職共済契約に係る掛金の額

１の契約に係る掛金の額は、非常勤消防団員の数を基準として政令で定めると規定されています。（共済責任法第７条第１項、責任共済法施行令第４条第３項）

※　当該掛金の算式については、下記「３　市町村分担金」中(2)の表（掛金(a)）を参照ください。

３　市町村分担金

(1)　市町村分担金の支払

市町村分担金は、１の契約及び消防団員等公務災害補償責任共済契約（以下「災害共済契約」という。当組合の「消防団員等公務災害補償実務の手引き」P30 第６「１　消防団員等公務災害補償責任共済契約」を参照ください。）に係る掛金並びに事務費で構成されており、毎年度、各市町村より前期（４月）及び後期（９月）の２回に分けて当組合へお支払いいただき、各契約に係る掛金分については当組合から消防基金へ支払いをしています。

(2)　市町村分担金の額

市町村分担金の額の算式等については、次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="3">算　　式</th><th rowspan="2">掛金(a)の根拠法令
(責任共済法施行令)</th></tr>
<tr><th>市町村分担金額
(a+b)</th><th>掛金（a）</th><th>事務費（b）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">損害補償に係る市町村分担金</td><td>非常勤消防団員に係る分</td><td>2,080円×前年度の10月1日現在の市町村の消防団員条例定員</td><td>1,900円×前年度の10月1日現在の市町村の消防団員条例定員</td><td>180円×前年度の10月1日現在の市町村の消防団員条例定員</td><td>第４条第１項第１号</td></tr>
<tr><td>消防作業従事者、救急業務協力者及び応急措置従事者に係る分</td><td rowspan="2">7円×市町村の人口</td><td>2円×市町村の人口</td><td rowspan="2">3.5円×市町村の人口</td><td>第４条第１項第３号</td></tr>
<tr><td>水防従事者に係る分</td><td>1円50銭×市町村の人口</td><td>第４条第１項第４号</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団員退職報償金の支給に係る市町村分担金</td><td>19,200円×前年度の10月1日現在の市町村の消防団員条例定員</td><td>19,200円×前年度の10月1日現在の市町村の消防団員条例定員</td><td>―</td><td>第４条第３項</td></tr>
</table>

＊　市町村の人口は、直近の国勢調査の確定人口。
＊　事務費(b)は、当組合の議会の議決による。

※　当該分担金の額については、例年、翌年度の予算措置を依頼する文書を各市町村へ送付している。

(3)　消防団員の条例定員の改正を行った場合の市町村分担金の算定

当該条例改正を行う時期により、市町村分担金の算定が異なるので留意すること。

（例）令和６年度に条例改正を行う場合

条例施行年月日 市町村分担金支払年度	令和６年４月１日	令和６年１２月１日
令和６年度	**改正前**の条例定員を基に算出 （**令和5年**10月1日現在の条例定員）	**改正前**の条例定員を基に算出 （**令和5年**10月1日現在の条例定員）
令和７年度	**改正後**の条例定員を基に算出 （**令和6年**10月1日現在の条例定員）	**改正前**の条例定員を基に算出 （**令和6年**10月1日現在の条例定員）
令和８年度	**改正後**の条例定員を基に算出 （**令和7年**10月1日現在の条例定員）	**改正後**の条例定員を基に算出 （**令和7年**10月1日現在の条例定員）

消防基金の役割及び市町村との関係、掛金等の詳細については、消防基金の「実務の手引き（第Ⅰ章 責任共済のしくみ）」を参照ください。

（ 参考 ）機能別消防団員について

1　機能別消防団員に係る条例制定の趣旨

近年、消防団員の活動形態が多様化してきており、このような状況の変化に即した退職共済契約のあり方について消防庁で検討した結果、永年勤続して退職した消防団員の労苦に報いるために支給されるものという退職報償金の趣旨を踏襲しつつ、地域の実情に応じ、当該契約に係る掛金の対象者を合理的なものとするために必要な見直しを行う場合（市町村における現在の消防団員数を維持した上で、「退職報償金の掛金の対象から除外される消防団員」を新たに設けようとする場合があることを想定）の参考として、「市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の一部を改正する場合の条例（例）」（以下「オプション条例（例）」という。）が追加的に示されたものです。（平成２０年３月２７日付け消防災第９０号消防庁長官通知）

2　オプション条例（例）の内容

退職報償金の支給になじまないため、任用時からその支給が予定されていない消防団員については、退職共済契約に係る掛金（以下「掛金」という。）の支払いを不要とするものであり、想定されるのは以下のいずれかに該当する者です。

(1)　任用期間が５年未満であるため、退職報償金の支給になじまない者

(2)　従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、その量、困難性等、同一の消防団における団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金の支給になじまない者（消防事務に従事する義務が生ずるのは大規模災害時のみである場合、参加すべき訓練の回数が毎年１回程度である場合等）

3　留意点

オプション条例（例）の対応等については、次の点に留意してください。

なお、条例改正を検討する市町村につきましては、当組合へ連絡してください。

(1)　掛金の対象外とすることになじむ消防団員の範囲は極めて限定的であり、消防団員の退職にあたって退職報償金を支給しなければならないという原則に変更はないため、条例改正については、慎重な対応をお願いすること。

(2)　条例改正を行う際は、掛金の対象から除外する者の定員及び２の内容を適切に定めること。

(3)　「掛金の対象から除外される者」については、一定の要件を満たす者のうち、条例改正後に新たに入団する消防団員に限られていること。

(4)　機能別消防団員であっても、地域の実情によってさまざまな形態、活動内容があるため、当該団員が直ちに「掛金の対象から除外される者」に該当するものではないこと。

(5)　退職報償金を支給する予定の者にもかかわらず、掛金の対象外とする、市町村の財政状況等消防団員の活動形態と直接関係がない理由により、掛金の対象外とするといった不適切な取扱いをしないこと。

(6)　災害共済契約については、従前どおり、すべての消防団員が当該契約に係る掛金の対象となるものであること。